

# 回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 8 号	平成 25 年 6 月 21 日	伊予市役所	① 総 務 部 総 務 課 ② 市民福祉部子育て支援課 ③ 産業建設部農業振興課
題 目 (テーマ) : 歳出削減及び少子高齢化対策について			
提 案 内 容 (要 旨)			
<p>① 制度開発、運営改善で削れる歳出は削る。 日本の財政は、現在極めて厳しい状況にある。 伊予市の財政は、地方交付税交付金等、国への依存に慣れ従来切った従来どおりの運営が可能であるかという不安感があると思われる。 今後は、部長制の廃止（人口 4 万人くらいでは部長制は必要ない）や管理職の減少（特に主幹の減少）による人件費の削減等、単純に規模を小さくするだけではなく、伊予市の制度開発、運営改善で削れる歳出は削る必要がある。</p> <p>② 仕事と子育て両立支援策 男女が、社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、均等に利益を享受するとともに責任を担う男女共同参画を形成するための基本方針や理念を示す法律が 1999 年 6 月に公布、施行された。 その後、女性の昇進や管理職への登用が活発になり、女性が仕事に生きがいをもつこととなり、ますます晩婚化、未婚化になることが少子化の主要因になっている。それに対応するには、就業、保育、教育などの面で、仕事をしながら安心して子供を産み育てる社会全体の環境条件の整備が必要である。 このように女性が仕事に責任を担うことにより、夜遅くまで仕事をするのが多くなった。仕事と子育て両立支援策として、市の保育行政がやらなければならないことは、せめて延長保育を午後 8 時頃までにすることです。</p> <p>③ 高齢者の農業参加の推進 経済社会の急激な変化に伴い、若者の農業離れが増加し、田や畑（果樹園も含む）の耕作放棄地がますます多くなっている。 一方、高齢者の多くは健康で自由に使える時間も十分に持っている。 高齢者（町の高齢者も含め）に農業の技術を習得していただき、高齢者自身が一員として無理しない楽しい農業をすることが求められている。 市の行政と農協が共同して高齢者の農業参加を積極的に推進する必要があると思われる。</p>			

① 制度開発、運営改善で削れる歳出は削る。

貴重な御意見ありがとうございます。

当市の組織につきましては、合併による行政区域の拡大、さらには、複雑多岐にわたる行政需要に対応するため「部制」を設けており、この部を統括する職員として部長級職員を配置して、部門間の連携と調整を図り、効果的に施策を実施することとしています。

また、部長級職員は、市政に関する重要方針や重要施策等を審議する「庁議」の構成員に指名しており、行政運営にも直接的に関わる重要なポジションと捉えています。

従いまして、現時点におきましては、部長制を継続させることで、市民サービスを向上させていきたいと考えております。

なお、部長制を廃止した場合の人員費につきましては、部長級6人を全員課長級にした場合、約300万円を削減できると試算しております。

主幹級職員につきましては、合併前に各団体（旧伊予市・中山町・双海町）で課長補佐級に格付けされていた職員を合併と同時に主幹級に格付けしましたことから、職員構成における比重が高くなっておりましたが、現在では組織管理・運営上、最低必要数に削減しております。（85人⇒59人）

参考ではありますが、当市では行財政改革の一環、中でも総人員費を抑制する観点から、定員適正化計画を定め、組織のスリム化に努めてきました。この結果、平成17年の市町合併時に413人であった職員を、本年度4月1日時点では、353人、60人削減することができました。

以上述べましたのは、職員削減を中心とする効果であります。この他、ノー残業デーの拡充による時間外勤務の縮減や行政評価制度を活用した業務見直しを進め、今後とも、限られた人的資源を効率的に機能させ、最小のコストで最も効果的な行政サービスを提供して参りたいと思っております。

② 仕事と子育て両立支援策について

現在、伊予市では3園の保育所が12時間開所（7時から19時）までの延長保育を行っています。平成24年度の伊予市における延長保育時間利用世帯数は、18時から19時までの間で月17世帯の利用となっています。その中で、19時以降（残業など）就労している保護者は、6世帯ありますが、保護者が家族と話し合い定刻には降園可能となっています。

なお、児童福祉施設最低基準に「保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭状況を考慮して、保育所の長がこれを定める」とあり、大切な乳幼児期にできるだけ保護者と子どもとが関わる時間を持つことも必要と考えます。

さて、午後 8 時までの延長保育を実施するに当たっては、次の問題が考えられます。

(A) 現在の正規・嘱託・臨時保育士で対応するには、時差出勤、長時間保育、職務分担などがあり、シフト制の中に組み込むことは困難です。保育士の増員には、正規職員の定数を定める条例もあり、パート保育士での対応となります。

(B) 午後 7 時～午後 8 時まで 1 園開所した場合、パート保育士 2 名を配置する必要があり、1 時間 890 円×2 名=1,780 円、年間 1,780 円×245 日（開所日数）= 436,100 円に光熱水費が加算され、人件費等の増大につながってまいります。①の問題とも関連して困難となるものです。

(C) 何よりも、県下の保育士養成学校を卒業した半数近くは、保育士以外の職に就いているといわれ、保育士の確保が困難となってきた問題を抱えています。

ご指摘のように、子育て中のご家庭においては、定時に帰宅できるなど、子育て中の家庭への社会全体での環境条件の整備も重要と考えられますので、ご理解をいただきたいと存じます。

### ③ 高齢者の農業参加の推進

貴重な御意見ありがとうございます。

現在、本市では、シルバー人材センターにおいて、培った豊富な知識や経験の活用は勿論、新たな分野へチャレンジしたい高齢者も、登録頂ければ、共に働き共に助け合う環境の中で勤めることができます。

ただし、生産農家となりたい場合には、農業経験の全くない高齢者の多くは農地を所有していないことから、農地の権利を取得するための要件として、一度に 50 アール以上の農地を、農業委員会の許可を得て取得又は借入する必要があります。

また、技術習得に対する補助等農業に関する多くの補助金は、独立自営農家の支援を目的として、この農地権利の取得者又は取得見込者を対象としておりますことから、高齢者が農業後継者として新たに参加することは難しい状況と考えられます。

しかしながら、貴台御指摘のとおり、健康で時間のある高齢者をもって耕作放棄地を解消する等、農業問題解決の一助とすることは有効な手法と考えられ、国は集落営農の構成員として推奨しております。

それは、「集落等を単位として、農地の合理的利用や機械・施設の共同利用、共同作業を行うことで生産コストを下げるとともに、高齢者に限らず、兼業農家、女性等の役割分担を明確にして作業意欲を高めること等を目的とする」この集落営農（集落ぐるみ型）を、本市では、現在作成中である「人・農地プラン」の目指す農業形態のひとつとして、国や県、JA等と連携のうえ今後とも推進して参りたいと考えております。